

「さぬき讚フルーツ」推奨制度運営要領

制 定	：平成24年 4 月 6 日	24生流第1808号
一部改正	：平成25年 4 月 5 日	25生流第1533号
一部改正	：平成29年 4 月 3 日	29生流第6154号
一部改正	：令和 2 年 4 月 1 日	2 生流第36652号
一部改正	：令和 3 年 8 月 3 日	3 生流第30873号

(趣旨)

第 1 条 この制度は、「さぬき讚フルーツ」推奨制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、推奨制度の運営に必要な事項を定める。

(認定審査会)

第 2 条 要綱第 3 条による認定審査会は、別表 1 の構成機関・団体の代表者等で構成する。

2 知事は、構成機関・団体の求めに応じて、所属内担当者を同会に出席させることができる。

(申請手続き)

第 3 条 要綱第 5 条 2 項による申請書は、原則として年 1 回、1 カ月程度の受付期間を設けて募集する。

2 募集の案内は、県のホームページ等に掲載する。

3 農業改良普及センターの長は、別記様式により、意見を添えて農政水産部長あて提出する。

(現地審査)

第 4 条 要綱第 5 条第 3 項による現地審査は、農業生産流通課長の指名を受けた当課職員が、生産者代表、出荷責任者、農業改良普及センター職員の立ち会いのもと実施するものとする。

(認定の公表)

第 5 条 要綱第 6 条による公表は、県のホームページ等への掲載により行うものとする。

(表示)

第6条 要綱第8条による推奨マーク及び使用規定は別に定める。

(再申請)

第7条 要綱第12条により認定を取り消された者が新たに申請できるまでの期間は、審査会の意見を踏まえて決定するものとする。

別表1 認定審査会構成機関・団体

所 属 名	備考
香川大学農学部	座長
(社) 日本スーパーマーケット協会	
香川県卸売青果ネットワーク	
果樹研究同志会	
香川県農業経営者協議会	
香川県野菜花き生産者研究会いちご部会	
香川県生活協同組合連合会	
香川県農業協同組合	

別記様式

第 号
年 月 日

農政水産部長 殿

〇〇農業改良普及センター所長

「さぬき讚フルーツ」生産者認定申請書について（進達）

このことについて、管内生産者から申請があったので、当センターの意見を添えて進達します。

記

生産者名：

対象品目：

対象品種：

農業改良普及センターの意見